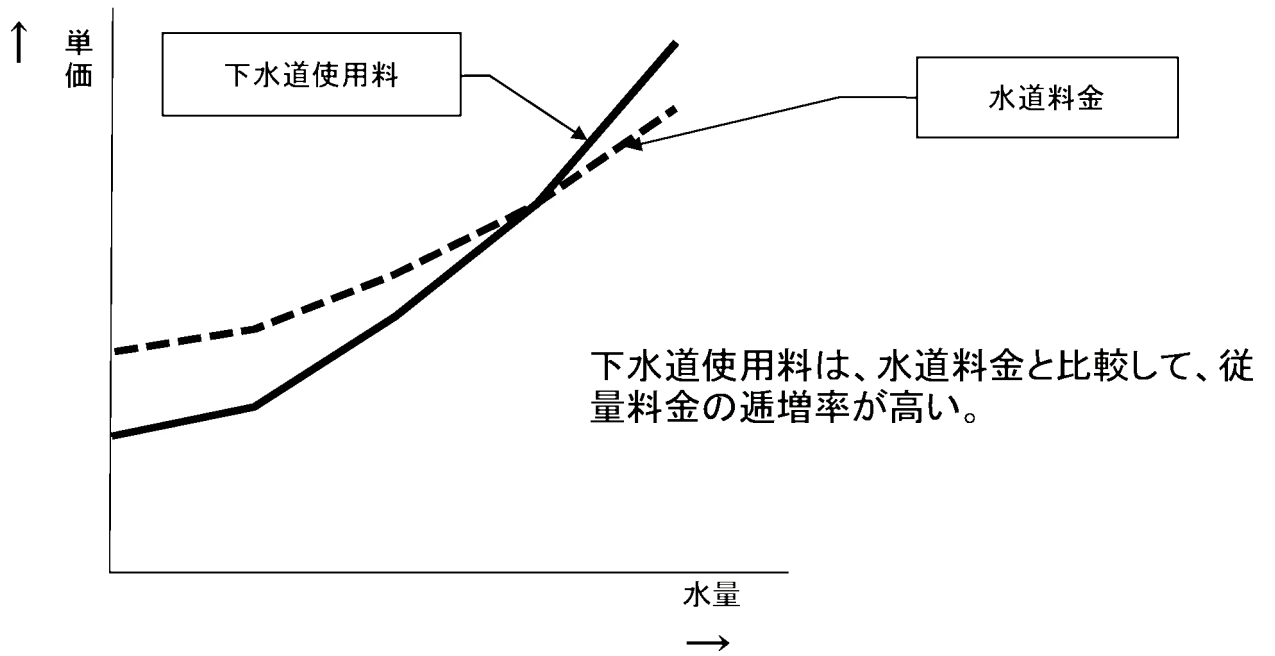


産業建設常任委員会資料

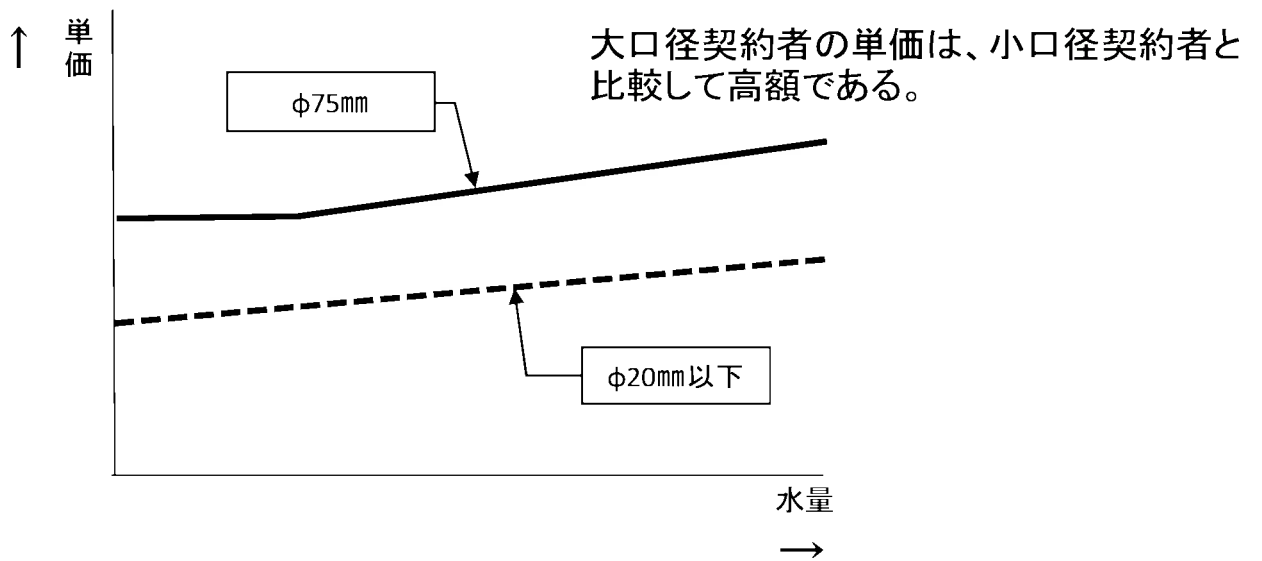
平成26年9月5日

上 下 水 道 部

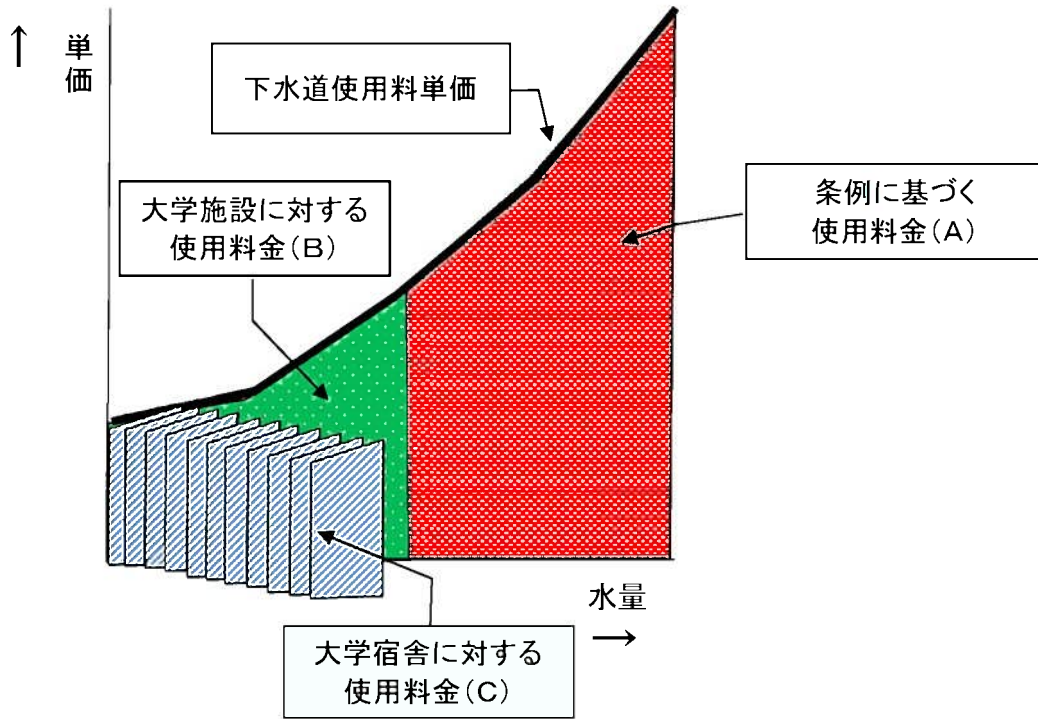
* 上下水道料金の特徴



* 水道料金の特徴

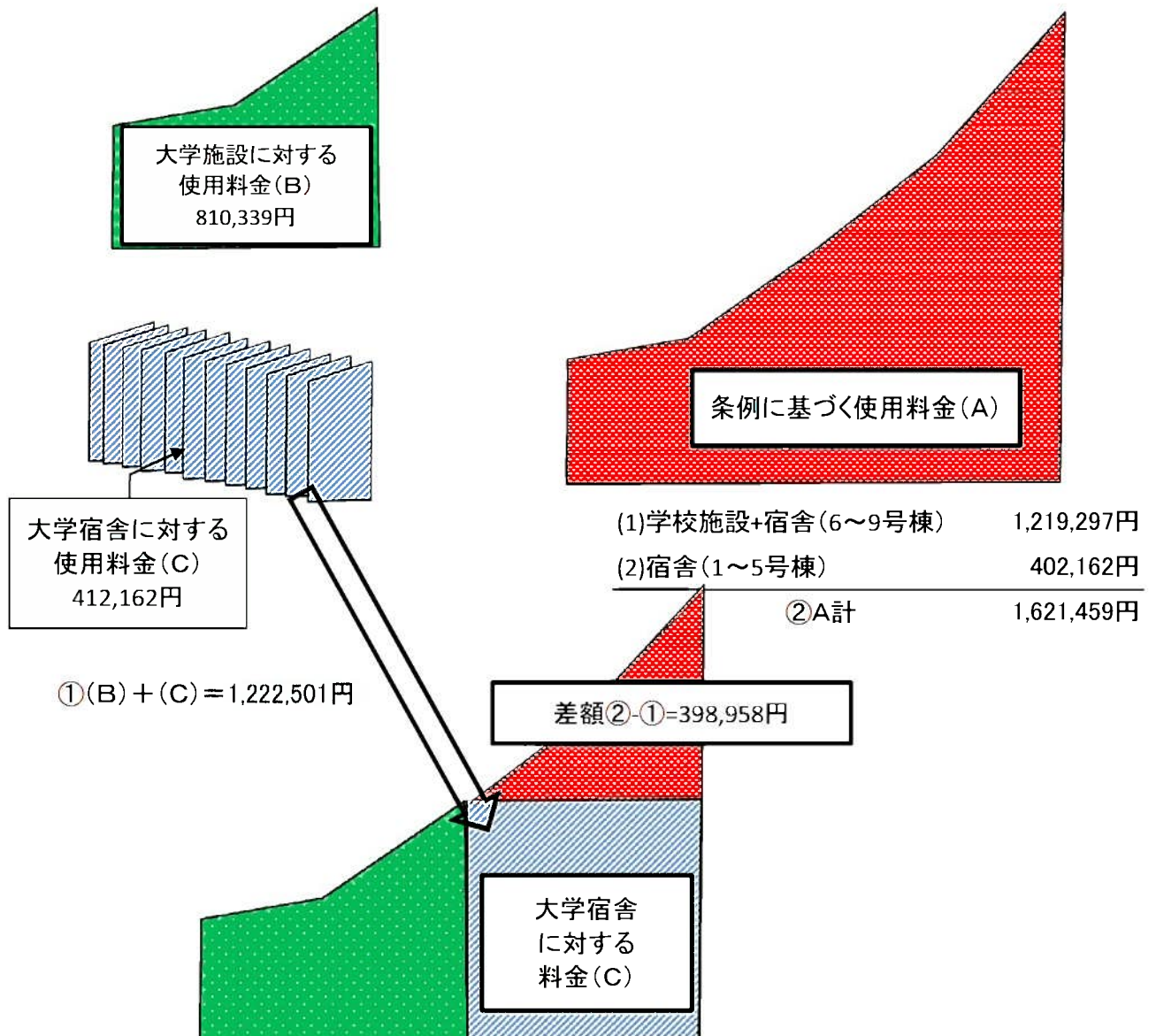


* 兵庫教育大学(下水道使用料)

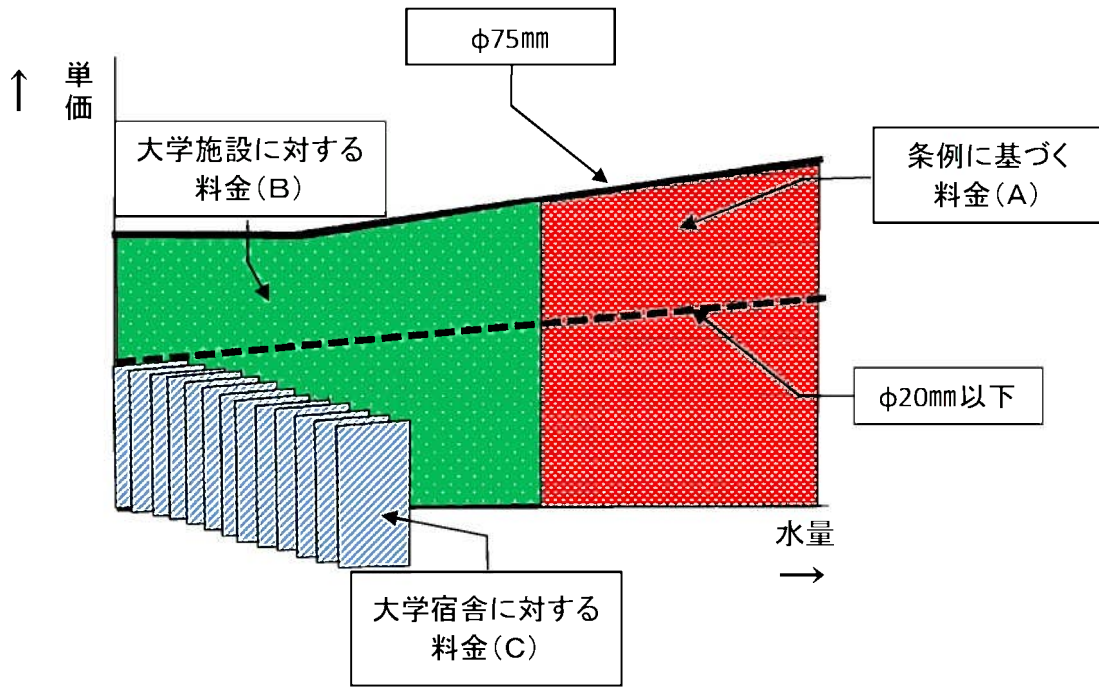


平成25年度まで(大学申し立て)

平成26年度より(加東市主張)



* 兵庫教育大学(水道料金)

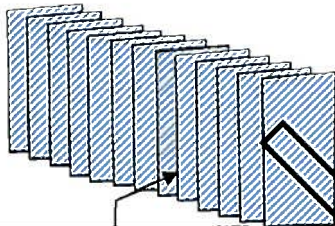


平成25年度まで(大学申し立て)

平成26年度より(加東市主張)



大学施設に対する
料金(B)
654,519円



大学宿舎に対する
料金(C)
446,571円

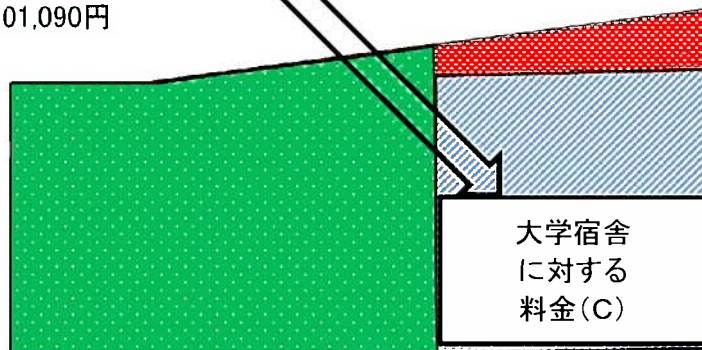
①(B) + (C) = 1,101,090円



条例に基づく
料金(A)

(1)学校施設+宿舎(6~9号棟)	953,542円
(2)宿舎(1~5号棟)	356,067円
②A計	1,309,609円

差額②-①=208,519円



大学宿舎
に対する
料金(C)

異議申立ての理由に対する処分庁の主張

異議申立人の主張

- ① 大規模施設は施設全体を一戸として、その全体における給排水の量から上下水道料金を算定するが、共同住宅においては、住宅の各戸の給排水量から上下水道料金を算定する方法がとられるべきである。
共同住宅として、適切な上下水道料金の算定及び賦課がなされている、他の共同住宅の上下水道の利用者らに対する取扱いとの間での、取扱いの均衡を失うものであり、特定の使用者に対する不当な差別的取扱いに該当し、違法である。
- ② 職員宿舎には、各戸ごとに個別の水栓その他の給水装置、及び排水装置が設けられており、職員宿舎における上下水道の利用は、その各戸ごとに独立して個別的に行われ、明らかに共同住宅におけるそれと同一であつて、大規模施設における上下水道の使用形態とは全く異なる。
下水道使用料は、使用者の使用形態に応じて公正かつ妥当に算定されたものであることを要し、使用の形態が同一であるにもかかわらず、利用者ごとに賦課される金額が異なることとなるような、下水道料金の算定方法を採用し、かかる算定方法によって使用者に下水道料金を賦課することは、特段の事情がない限り違法である。

まとめ

- ① 共同住宅である職員宿舎の上下水道料金は、妥当な料金と異なる。
- ② 著しく高額な上下水道料金を賦課することは、適正な原価及び使用者の使用の形態と乖離した不当な料金の賦課に該当する。
- ③ かかる上下水道料金の賦課は、不当な差別的扱いにあたる。

処分庁の主張

共同住宅における上下水道料金は、給水の契約形態により異なる。入居者ごとの個別契約を行う共同住宅では、量水メーターの口径及びその使用水量に応じて、個々に算定し請求している。一方、個別契約を行っていない共同住宅においては、全体を一戸として扱っている。

当該職員宿舎においては、入居者個別の契約は締結しておらず、全体を一戸として、設置された量水メーターの口径及び使用水量に応じた単価により、上下水道料金を算定したものである。

これは、加東市給水条例等に従った適切な請求であり、かつ、公正、妥当なもので「不当な差別的扱い」にはあたらない。

下水道使用料は、加東市下水道条例第20条第1項、別表に従い算定している。

当該職員宿舎における下水道施設の使用形態は住宅ではあるが、契約の形態は、全体で一戸の契約であり、入居者の個別契約を行っている共同住宅とは契約の形態が異なる。

全体を一戸として給水している当該職員宿舎において、他の個別契約を行っていない共同住宅と同様の請求をすることは、公正、妥当なものであり「不当な差別的扱い」にはあたらない。

異議申立てに対する処分庁の方針

下水道使用料は、施設に排除する汚水の量に基づき算定しており、接続される口径や使用の形態により単価が変動することはない。したがって、異議申立人の異議申立ての理由は失当であり、異議申立ては棄却が相当である。